

議員提出議案第六号

文京区乳幼児及び義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を会議規則第十二条第一項の規定により提出する。

平成三十年二月八日

提出者 文京区議会議員

浅田保雄
関川今朝子
国府田久美子

萬立幹
田中立和子
板倉美千代



文京区議会議長 殿

文京区乳幼児及び義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

文京区乳幼児及び義務教育就学児の医療費の助成に関する条例（平成四年六月文京区条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「（病院又は診療所への入院及びその療養と併せて食事の提供たる療養（以下「入院時食事療養」という。）を受けた場合については、当該法令の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る標準負担額に相当する額（以下「標準負担額相当額」という。）を除く。）を削る。」を削る。

第六条の二を削る。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の文京区乳幼児及び義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後における療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

（説 明）

医療費の助成の拡充を図るため、本案を提出いたします。